

仕 様 書

1. 件名 長崎運輸支局本庁舎 車両賃貸借契約
2. 概要 一般公用車として使用するため、小型自動車1台を賃貸借するもの。
3. 賃貸借場所 九州運輸局長崎運輸支局本庁舎
長崎県長崎市松が枝町7番29号
4. 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで
5. 納車期限 令和8年4月1日から令和8年4月10日までの間で
当局が指定する日
6. 車両仕様
 - ①「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の規定に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）」に該当する自動車とする。（別紙参照）
 - ②台数は、1台とする。
 - ③自動車種別は、小型自動車（ハイブリット自動車）とし、初度登録年月が令和4年4月以降のものとする。
 - ④変速機は、MT以外とする。
 - ⑤塗色及び内装は、該当車種の標準色とする。
 - ⑥使用燃料は、無鉛レギュラーガソリンとする。
 - ⑦総排気量は、1,200cc相当以上とする。
 - ⑧車両の重量は、1,300kg未満とする。
 - ⑨車両の長さは、3.9m以上とする。
 - ⑩車両の高さは、1.55m未満とする。
 - ⑪車両のドア数は、バックドアも含めて5枚とする。
 - ⑫乗車定員は、5人以上のコンパクトタイプの乗用車とする。
 - ⑬自動車検査証の記載事項は次のとおり変更すること。
 - ・使用者の氏名又は名称：九州運輸局 長崎運輸支局
 - ・使用者の住所：長崎県長崎市松が枝町7番29号
 - ・使用の本拠の位置：長崎県長崎市松が枝町7番29号
 - ⑭標準装備部品

	品名
(1)	ABS（アンチロックブレーキシステム）

(2)	電動格納式ドアミラー
(3)	運転席・助手席エアバッグ
(4)	純正エアコン
(5)	UVカットガラス
(6)	全席パワーウィンドー
(7)	AM/FM ラジオ
(8)	標準工具一式

⑮ オプション装備

	品名	数量
(1)	フロアマット	1式
(2)	カーナビゲーションシステム（セットアップ含む） ※テレビチューナーは無効にすること	1式
(3)	ETC 車載器（セットアップ含む）	1式
(4)	ドライブレコーダー前後（セットアップ含む）	1式

⑯ 想定車両

- ・トヨタ アクア X 2WD
- ・ホンダ フィット e: HEV
- ・ニッサン ノート X 2WD

7. リース条件等

(1) 自動車重量税及び自動車取得税等並びに自動車損害賠償責任保険料等の自動車の購入及び維持のために必要となる費用については、受注者の負担とする。

(2) 賃貸借料には賃貸借期間中に発生する次の費用を含む。

- ① 車両本体及び付属品の賃貸借料金
- ② 登録諸経費（納車及び引取含む）
- ③ 自動車重量税及び自動車税並びに自動車取得税等
- ④ 自動車損害賠償責任保険料
- ⑤ 自動車リサイクル法に係る費用
- ⑥ その他自動車の購入及び維持のために必要となる一切の経費
- ⑦ 法定点検整備費用（納車及び引取含む）
- ⑧ 代替車両に係る費用（納車及び引取含む）
- ⑨ 通常使用により必要となる油脂類（主燃料を除く）、消耗部品等の交換・補充（納車及び引取含む）
- ⑩ 通常使用により発生した車両不具合等の修理費用（納車及び引取含む）

(3) 賃貸借料には次の費用は含まない。

- ① 任意保険料、車両保険料

②交通事故及び第三者行為による損害の修繕費

(4) 賃貸借中における車検、消耗部品等の交換・補充、修理等で当該車両が使用できない場合は、同等程度の代替車両を用意するものとする。

(5) その他

①賃貸借期間における推定走行距離は、約6,000km(月1,000km)

②車両の点検・整備等の日程は、事前に調整を行うこと

8. 履行検査

発注者は、支払月前月末の履行完了後に検査職員により履行検査を行うものとする。

9. 請求

受注者は、7. 履行検査終了後、発注者あてに賃貸借料を請求するものとする。
(消費税の端数は切り捨てを行う。)

なお、支払月(支払回数)については、別途協議し決定するものとする。

10. 支払い

発注者は適法な請求書を受領した日から30日以内に支払を行う。

なお、発注者の責に帰すべき事由により、支払が遅延した場合は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」の定めるところにより、受注者に支払わなければならない。

11. 監督職員

九州運輸局長崎運輸支局本庁舎 首席運輸企画専門官付(総務企画担当)

12. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義若しくは紛争を生じた場合は双方協議のうえ、これを解決するものとする。

(2) 本仕様に基づく業務において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

(3) 契約日については、令和8年度予算成立をもって契約することとする。ただし、令和8年4月1日以前に成立した場合は、令和8年4月1日を契約日とする。なお、予算案の変更、成立の遅延等があった場合、事業を中止、又は契約内容を変更する場合がある。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の規定に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」に該当する自動車とは、資料1に示された区分の排出ガス基準に適合するとともに、資料2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、資料3に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないもの。

資料1 ガソリン自動車に係る排出ガス基準

区分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JCO8 モード	1.15g/km 以下	0.013g/km 以下	0.013g/km 以下
	WLTC モード	1.15g/km 以下	0.05g/km 以下	0.025g/km 以下

備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。

2 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

資料2 ガソリン乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値 (ガソリン)
車両重量が971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上

資料3 乗用車に係る燃料基準値（WLTCモード燃費値）の算定方法は、次式による。なお、次式において係数 α 及び β を乗ずる前に小数点以下第1位未満を四捨五入すること。

$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta$$

FE	: 燃費基準値(km/L) (小数点以下第1位未満を四捨五入)
M	: 車両重量(kg)
α	: 燃費基準達成率であって0.8
β	: 燃料がガソリンの場合は1.0